

畜 号 外
令和5年11月27日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（1例目、2例目）の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、農林水産省から別添のとおり、通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されております。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>



【振興・衛生担当 早川 TEL019-629-5729】

5 消安第 4949 号
令和 5 年 11 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」(令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知) 等により、万全を期すようお願いしているところです。

本日、佐賀県内の採卵鶏飼養農場において H 5 亜型高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の疑似患畜が確認されました。本事例は、今シーズンにおいて国内初となる家きん飼養農場での発生事例となります。

また、環境省による野鳥の本病ウイルス保有状況調査において、本年 10 月 4 日(検体回収日)以降、複数の道県で本病ウイルス遺伝子が検出されていることから、引き続き、環境中に広く本病ウイルスが存在していることを念頭に厳重に警戒する必要があります。

貴職におかれては、本年 7 月 24 日に公表された「2022 年～2023 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」の提言を踏まえ、関係機関、市町村、関係団体等と連携の上、家きん飼養者に対し、改めて、①家きん飼養農場に出入りする者及び車両の衛生対策、普段は目が届きにくい場所も含む野鳥及び野生動物の侵入防止対策等の家きん飼養農場における発生予防の徹底、②毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の徹底について御指導いただくとともに、疾病発生時に迅速な防疫対応を講ずるための準備及び体制の確認を行うことなどにより、最大限の緊張感をもって本病の発生予防・まん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

なお、家きん飼養者への御指導に当たっては、本病の発生予防のポイント及び重点対策に関する別添のリーフレットも御活用ください。

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

ツイート

印刷

令和5年11月25日
農林水産省

本日（11月25日（土曜日））佐賀県鹿島市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日12時45分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：佐賀県鹿島市
飼養状況：約4万羽（採卵鶏）

2.経緯

- （1）昨日（11月24日（金曜日））、佐賀県は、同県鹿島市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）本日（11月25日（土曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月25日（土曜日）12時45分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べるることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ツイート

印刷

令和5年11月27日
農林水産省

本日（11月27日（月曜日））、茨城県笠間市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内2例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」をもち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：茨城県笠間市

飼養状況：約7.2万羽（採卵鶏）

2.経緯

(1) 昨日（11月26日（日曜日））、茨城県は、同県笠間市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（11月27日（月曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 茨城県副知事との面会等により、茨城県と緊密な連携を図る。
- 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省の職員を現地に派遣。
- 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」による調査を実施。
- 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
- 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月27日（月曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

高病原性鳥インフルエンザ

発生予防のポイント

01

農場に入る全ての
人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



⚠️ 周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。

02

衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。



⚠️ 着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。

03

ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。

⚠️ 「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」



飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。



農場付近の水場は水抜き、
忌避テープの設置等により、
野鳥を寄せ付けない工夫を。



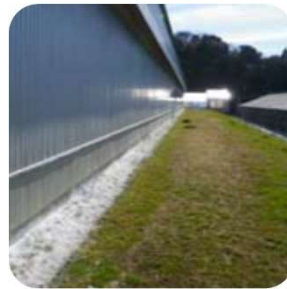
長靴は洗浄してから消毒の徹底。
消毒薬は定期的、または汚れた
都度交換。

農場の

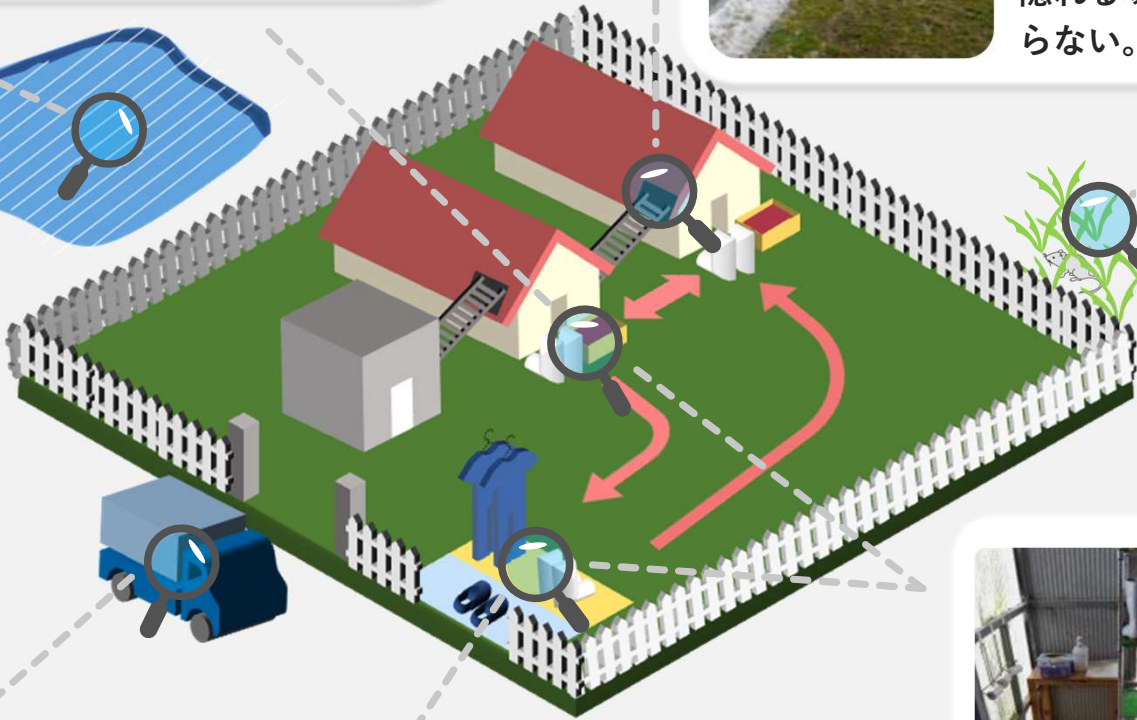
重点対策



集卵コンベアなどの開口部の
隙間を塞ぐ。
普段目の届きにくい屋根裏や
入気口も点検し、破損があれば
補修。



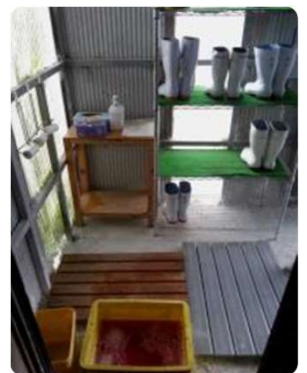
農場辺縁を含め
敷地内の草刈り
や枝の剪定を行
い、野生動物が
隠れる場所を作
らない。



車両の消毒の徹底。
車体、タイヤ周りや溝の
汚れをしっかりとす。



洗浄・消毒された衛生的な衣服
や長靴を用意。



着替え、履き替え
の前後で動線が交
差しないよう境界
を明確に。

— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —